

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ニ カ ル 代表者名 代表取締役社長 秦野 和浩 (コード番号: 2183 東証第一部) 問合せ先 専務取締役管理本部長 髙橋 明宏 (TEL. 06-6150-2582)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月26日開催の取締役会において、第12回定時株主総会に、「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議し、本日開催の第12回定時株主総会において当該議案が承認されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の経営体制の一層の強化及びコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を可能ならしめるため、現行定款第19条に定める取締役の員数の上限を3名増員するものであります。
- (2) 当社の取締役会の監督機能強化を目的として、業務執行を行わない取締役を迎えるにあたり 業務執行を行わない取締役に期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後 も引き続き適切な人材を確保できるようにするため、責任限定契約を締結することができる 規定を定款第28条として新設するものであります。

なお、定款の第28条を新設する定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款一部変更のための定時株主総会開催日 平成 29 年 6 月 30 日 定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 30 日

以 上

定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第 19 条 当会社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	第 19 条 当会社の取締役は、 <u>13</u> 名以内とする。
第 20 条~第 27 条(条文省略)	第 20 条~第 27 条(現行どおり)
(新設)	(非業務執行取締役に関する責任限定契約)
	第28条 当会社は、会社法第427条第1項の
	規定により、取締役(業務執行取締役等である
	ものを除く) との間で、同法第 423 条第 1 項の
	責任につき、善意でかつ重大な過失がないとき
	は、同法第 425 条第 1 項各号の定める額の合計
	額を限度として責任を負担する旨を定めた契
	約を締結することができる。
<u>第 28 条</u> ~ <u>第 39 条</u> (条文省略)	第 29 条~第 40 条 (現行どおり)